

吉行組公告第2号

公有財産（動産）の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、吉野広域行政組合契約規則（平成22年3月吉野広域行政組合規則第1号）の規定に基づき公告する。

平成30年9月3日

吉野広域行政組合
管理者 北岡 篤

1. 一般競争入札に付する物件

以下の物件を入札に付し、売払う。詳細はヤフー株式会社がインターネットにより提供するインターネット公有財産売却システム（ヤフオク! 官公庁オークション）による。

物件番号	公有財産の名称	年式	総使用枚数 走行距離	予定 価格 (円)	入札 保証金 (円)
1	シャープ モノクロ複合機	平成25年	273,808枚	10,000円	1,000円
2	トヨタ ハイエース	平成12年	76,642km	10,000円	1,000円
3	トヨタ ライトエース	平成8年	123,105km	10,000円	1,000円

* 予定価格とは、あらかじめ吉野広域行政組合が定めた最低売払価格をいう。

2. 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。
- (2) 個人又は法人の役員等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、及び同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当するものでないこと。また、個人又は法人の役員等が、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- (3) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者でないこと。
- (4) 次のいずれかに該当する者でないこと。
 - ・ 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - ・ 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える

- 目的をもって暴力団を利用するなどしている者
- ・暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - ・暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している者
 - ・暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員となっている者でないこと。
- (6) 上記（2）～（5）に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。
- (7) 日本語を完全に理解できること。
- (8) 吉野広域行政組合が定めるガイドライン及びヤフー株式会社が定めるヤフオーク！官公庁オークションに関連する利用規約及び各種ガイドラインの内容を承諾、順守することができること。
- (9) 公有財産の買受について一定資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格を有していること。
- (10) 下記3. によりあらかじめ一般競争入札への参加申込をした者であること。

3. 一般競争入札の参加申込み等に関する事項

一般競争入札に参加しようとする者は、ヤフー株式会社の提供する公有財産売却システムの画面上で参加仮申込みなど一連の手続きを行うこと。

参加申込み（本申込み）は、仮申込み手続きを完了した後、平成30年9月27日（木）までに「公有財産一般競争入札参加申込書」により吉野広域行政組合 事務局に一般競争入札への参加を申し込むとともに組合が定めた入札保証金を納付すること。

4. 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場 所 吉野広域行政組合ホームページ又はヤフー株式会社の提供する公有財産売却システム上
- (2) 期 間 平成30年9月3日（月）～平成30年10月18日（木）まで

5. 入札物件の公開

入札対象物件について、以下のとおり下見会を実施する。入札の参加に当たり、必要な者は事前に連絡の上、現物の確認を行うこと。

- (1) 日 時 平成30年9月11日(火)・平成30年9月12日（水）の2日間
両日とも午前10時から午後3時の間に実施
- (2) 場 所 奈良県吉野郡吉野町立野767番地の2
吉野広域行政組合 事務局 吉野三町村クリーンセンター（敷地内）
- (3) 備 考 下見会へは、事前に連絡の上参加してください。

6. 入札説明書（吉野広域行政組合インターネット公有財産売却ガイドライン）を交付する場所及び期間

4. の（1）及び（2）に同じ

7. 一般競争入札等の場所及び期間

- (1) 場 所 ヤフー株式会社の提供する公有財産売却システム上
- (2) 入札期間 平成30年10月4日(木)午後1時から
平成30年10月11日(木)午後1時まで
- (3) 開 札 平成30年10月11日(木)午後1時から

8. 入札の方法

- (1) ヤフー株式会社の提供する公有財産売却システム上で入札価格を登録する。なお、登録は一度しか行うことができない。
- (2) 郵便による入札書の提出は、認めない。

9. 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、吉野広域行政組合が定めた入札保証金をクレジットカードによる方法により入札に参加しようとする者の名義で納付しなければならない。
- (2) 落札者の納付した入札保証金は、本人の申出により契約保証金に充当することができる。
- (3) 落札者以外の入札保証金は、入札期間終了後返還する。
- (4) 落札者が吉野広域行政組合の定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は吉野広域行政組合に帰属する。

10. 契約の締結

落札者は平成30年10月18日(木)までに、吉野広域行政組合が定めた契約保証金(予定価格の100分の10)を納付のうえ契約を締結しなければならない。

11. 売払代金の納入

- (1) 契約を締結した者は、平成30年10月25日(木)午後2時30分までに、吉野広域行政組合が交付する納付書もしくは吉野広域行政組合の指定する口座へ銀行振込により当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。
- (2) 契約を締結した者は、申出により既に納付した契約保証金を売払代金の一部に充当することができる。

12. 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者の入札並びに入札説明書(吉野広域行政組合インターネット公有財産売却ガイドライン)に記載する無効な入札に該当する入札は無効とする。

13. 落札者の決定の方法

入札期間終了後、吉野広域行政組合は開札を行い、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格(最低落札価格)以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、最高落札での入札者が複数存在する場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定する。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のYahoo! JAPAN IDを落札者の氏名(名称)とみなす。

14. 用途の制限等

落札者は、落札した物件を次の用途に供してはならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用途
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第4条第2項に規定する団体のうち、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行ったものに係る用途
- (3) 落札者は、第三者に対して売買物件の売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をするときは、上記の用途の制限に定める義務を書面によって承継させなければならない。当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはならない。
- (4) 落札者は、第三者に対して売買物件に地上権、質権、使用賃借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときは、当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはならない。
- (5) 上記（1）及び（2）における当該第三者の前条に定める義務の違反に対する責務は、落札者が負わなければならない。

15. その他

- (1) 売却財産は経年劣化による傷、不具合箇所も多数有ることを充分理解した上で入札すること。また、この件について吉野広域行政組合は瑕疵担保責任を負わない。
- (2) 引き渡しに関する費用や登録費用はすべて落札者の負担とする。
- (3) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は下記のとおりとする。

担 当	吉野広域行政組合 事務局
郵便番号	639-3112
住 所	奈良県吉野郡吉野町立野767番地の2
電話番号	0746-32-9245

※土・日曜日、祝日を除く平日の午前10時から午後3時まで